

韓国知的財産ニュース 2026年4月前期

(No. 551)

発行年月日：2026年6月10日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 韓国の発明界に隠れた「真珠」を探せ..「2026年特許技術賞」の応募受付を開始
- 2-2 韓国知識財産処、インドネシアとKブランドの保護に向けた協力を強化
- 2-3 「AI分野におけるトップ3への躍進を実現」、先導企業の国際的な成長を支援
- 2-4 韓国知識財産処、釜山市・企業と地方の成長に向け協議
- 2-5 2026年「女性発明王 EXPO」参加企業を募集(4月6日～5月18日)
- 2-6 韓国知識財産処、「2026年キャンパス特許ユニバーシアード」の参加受付中(～5月28日)
- 2-7 研究者が提案する「韓国知識財産処技術コンサート」が始まる
- 2-8 韓国知識財産処、「第61回発明の日、支援団」の発足式を開催
- 2-9 新キャラクター「ミリとイピ」、韓国知識財産処の公式アンバサダーとして活動開始
- 2-10 韓国知識財産処、初の女性企画調整官としてパク・ヒョンヒを任命
- 2-11 知識財産委員会、第2回知的財産(IP)政策公開討論会を開催
- 2-12 難しい特許情報も、AIエージェントがあれば誰でも簡単に活用できます
- 2-13 韓国知識財産処、K-ブランド保護に向け「政府認証制度」を導入…補正予算95億ウォン確定
- 2-14 国民の声に耳を傾け、知財政策を変えてください
- 2-15 韓国知識財産処、「今月の審査官」表彰式を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国知識財産処、偽 K-POP グッズを徹底的に取り締まる

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 商標出願の第一歩は、正確な商品・役務の選定から始まる

その他一般

- 5-1 韓国知識財産処は、K ブランドの保護に向け、海外の知的財産当局との国際協力を強化し、韓国企業が現地での対応力を高められるよう支援してまいります。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 韓国の発明界に隠れた「真珠」を探せ..「2026 年特許技術賞」の応募受付を開始

韓国知識財産処(2026.4.1.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、4月1日水曜日から6月30日火曜日までに「2026年特許技術賞」の申請受付を実施すると発表した。「特許技術賞」は、発明者の創作意欲を高め、国民的な発明の機運を醸成するために、優れた技術を発掘・選定し、発明者に授与する制度である。

申請対象は、大韓民国の国民が過去10年間に韓国国内で登録し、現在維持中の特許または実用新案であり、特許技術賞のウェブサイト*にて申請することができる。審査官が直接に優秀な発明を推薦する予備審査や、内外の専門家で構成された選定審査協議会などの検証を経て、受賞作8点を選定する。

* www.patent.go.kr/smart/jsp/kiponet/mp/patentprize/ptawdMotnList.do

受賞した発明者には、①最大1,500万ウォンの賞金*に加え、②「優秀発明品の優先購入推薦」および「特許に基づく事業化研究開発」の対象選定における優遇措置、③事業化および販売のための特許技術賞受賞マークが提供される。

* 世宗(セジョン)大王賞 1,500 万ウォン(1 点)、忠武公(チュンムゴン)賞 1,000 万ウォン(1 点)、池錫永(チ・ソギョン)賞 500 万ウォン(2 点)、洪大容(ホン・テヨン)賞 200 万ウォン(4 点)

韓国知識財産処のキム・ヨンピョ特許審査企画局長職務代理は、「国際的な技術覇権競争が激化するにつれ、韓国企業の生存と革新の原動力である優れた発明の事業化の必要性が高まっている」とし、「知識財産処は特許技術賞を授与することにより優れた発明を奨励し、積極的に活用できるよう支援したいと考えているため、多くの関心とご参加をお願いしたい」と述べた。

なお、詳細については、知識財産処のウェブサイト(moip.go.kr、お知らせ → 表彰および行事 → 特許技術賞)で確認するか、知識財産処特許制度課(042-481-3567)までお問い合わせすればよい。

2-2 韓国知識財産処、インドネシアとKブランドの保護に向けた協力を強化

韓国知識財産処(2026.4.1.)

- 韓国知識財産処、首脳会談を機にインドネシアと保護・執行に関する協力覚書を締結 -
- 模倣品の共同対応・流通遮断・捜査協力など、実質的な協力体制を構築 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、4月1日水曜日に青瓦台で行われた韓国・インドネシア首脳会談を機に、インドネシア法務省と「知的財産の保護・執行に関する協力覚書(MOU)」に署名し、両首脳の立会いのもとで交換したと発表した。

同覚書は、①知的財産法執行における協力ネットワークの構築 ②模倣品の流通防止・被害への共同対応、流通経路の追跡・管理および遮断などの協力 ③商標権侵害に対する緊急対応手順の整備および取締まりや捜査手法の共有などによる能力強化、④著名商標の保護および悪意ある商標に関する規定を含むRCEP*など、多国間協力体制の円滑な履行に向けた協力などを主な内容とする。

* Regional Comprehensive Economic Partnership (地域包括的経済連携協定)

韓国とインドネシアの両国は、2023年の包括協力覚書(MOU)締結以降、知的財産分野での協力を継続的に拡大してきたが、今回の保護・執行分野における協力覚書(MOU)の締結によって、より実質的かつ具体的な協力体制を構築することとなった。

特に、今回の覚書(MOU)は、オンライン・オフラインで拡散している模倣品の流通に対し、両国がより体系的に共同対応できる基盤を整備し、捜査・執行能力を強化することで、K-ブランドを含む韓国企業の知的財産保護を一層強化することに寄与すると期待される。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「今回の MOU 締結により、両国間の知的財産保護および法執行における協力が一層強化されるものと期待している」とし、「特に模倣品に対する捜査能力の強化、悪意ある商標の先取り防止などの分野で協力を拡大し、韓国企業の海外進出をより効果的に支援していく」と述べた。

2-3 「AI 分野におけるトップ 3 への躍進を実現」、先導企業の国際的な成長を支援

韓国知識財産処(2026.4.2.)

- 人工知能半導体のリーディングカンパニー「DeepX」と知的財産に関する懇談会を開催 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、4月2日木曜日の16時、AI半導体専門企業である DeepX(京畿道城南市)にて、現場の声を直接聴取するとともに、企業の知的財産権に関する課題や支援策について議論する。

半導体分野は技術の発展速度が非常に速く、国際的な特許紛争が頻繁に発生していることから、韓国企業の中核技術を保護するための迅速な権利化支援と、海外での特許紛争に対する体系的な対応体制の構築が急務となっている。

DeepX 社は、AI 半導体設計の専門企業であり、超低消費電力・高効率の端末型 AI チップの開発によって国際市場の注目を集めており、400 件以上の特許を出願・登録し、強力な知的財産ポートフォリオを構築している。

韓国知識財産処は 2025 年 10 月から超高速審査制度を運用し、半導体、AI、二次電池などの国家先端戦略技術に対する迅速な権利化を支援しているほか、AI の大転換の流れに迅速に対応し、AI 分野におけるトップ 3 への飛躍を支援するため、研究開発の初期段階から特許情報を活用して優良・中核特許を先取りできるよう、知的財産戦略の策定を支援している。

また、今年から半導体などの主要産業で発生する特許紛争を予防するため、特許管理企業(NPE*)の攻撃に対する先制対応体制を構築し、韓国企業の知的財産権紛争の事前予防を支援している。

* (Non-Practicing Entity) 特許の買収により、訴訟や和解金などで収益を追求する主体

韓国知識財産処キム・ヨンソン処長は、「AI 半導体がグローバル覇権競争の中核となっている」とし、「世界に進出する韓国の AI 半導体企業が国際市場をリードできるよう、多様な知的財産権政策を推進していく」と述べた。

2-4 韓国知識財産処、釜山市・企業と地方の成長に向け協議

韓国知識財産処(2026.4.2.)

- 知的財産を基盤とした地方主導の成長を支援するため、釜山地域の企業および釜山市と意見交換会を開催 -
- 知的財産資料および知的財産情報サービスへの地域のアクセス拡大を推進 -

【関連する国政課題】 49. 「5 極 3 特」と中小都市の均衡ある成長

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、4 月 2 日木曜日、知的財産(IP)を基盤とした地方主導の成長を支援するため、釜山(プサン)地域の企業および釜山広域市(以下「釜山市」)と現場での懇談会を開催すると発表した。

今回の懇談会は、最近「5 極 3 特」を中心とした国家均衡発展戦略の重要性が強調される中、海洋・造船・物流自動化などの分野で頭角を現している釜山地域の企業および釜山市との対話により、地域産業現場の声を直接聴取し、必要な知的財産関連の支援事項を議論するために設けられた。

懇談会では、企業側が地域の構造的な制約により知的財産の創出・活用などが制限されている現状と、それに伴う課題を共有し、韓国知識財産処側は、知的財産権連携の研究開発戦略を支援、知的財産資料ギフト制度、特許基盤の事業化研究開発など、韓国知識財産処の主要な企業支援事業を紹介する予定だ。

また、釜山市とは、地域の知的財産基盤による産業競争力の強化に向け、韓国知識財産処と釜山市の主要な知的財産政策を共有し、地域企業の成長支援に向けた具体的な協力および詳細な支援策について議論する計画だ。

特に、韓国知識財産処が保有する世界中の知的財産資料に対する地方自治体のアクセス性を拡大し、地域企業も専門的な知的財産情報サービスを積極的に活用できる方策などについて重点的に検討する予定だ。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「地域の知的財産における基盤産業技術の革新は、国家の均衡ある発展と持続可能な成長の中核的な課題であるだけに、今回の懇談会を契機に地域企業との継続的なコミュニケーションを拡大し、韓国企業が知的財産情報およびこれに関連するサービスをより積極的に活用できるよう、地方自治体における知的財産競争の強化を積極的に支援していく」と述べた。

2-5 2026年「女性発明王 EXPO」参加企業を募集(4月6日～5月18日)

韓国知識財産処(2026.4.6.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)と韓国女性発明協会(イ・ヘヨン会長)は、2026年7月に開催される「2026 女性発明王 EXPO」に参加する女性発明家・起業家を4月6日月曜日から5月18日月曜日まで募集すると発表した。

本イベントは7月16日木曜日から18日土曜日まで COEX(ソウル市江南区)で開催され、参加企業が様々な消費者層や流通関係者と直接会い、市場の反応を確認し、新たな販路を開拓できる良い機会となる見込みだ。

「2026 女性発明王 EXPO」は、①世界女性発明大会(第19回)と②女性発明品博覧会(第26回)が統合された発明フェスティバルであり、世界中の優秀な女性発明家たちの革新的な製品を一堂に披露する。

①世界女性発明大会 : 韓国国内外の女性発明家の特許技術や製品を審査して表彰するイベントであり、今年は参加者の利便性を考慮し、オフラインとオンライン参加を併用する。表彰は最優秀賞、優秀賞などの本賞に加え、世界知的所有権機関(WIPO)事務局長賞、科学技術情報通信部長官賞、韓国知識財産処長賞など、権威ある特別賞を授与する予定だ。

②女性発明品博覧会 : 韓国国内の女性発明家・起業家の優れた発明品を展示・広報し、販路開拓を支援する。参加企業には、実質的な成長を支援するため、様々なプログラムも提供する。インフルエンサーと協業して行うライブ配信販売や、主要流通網の商品企画担当者約40名が参加する「1対1流通相談会」を運営するほか、商標の認知度を高められるよう、広報映像の制作や報道記事の作成など、メディアを活用した広報も支援する。

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「今年、知識財産処は『考えが確かな資産となる国』を作ることに力を注いでいる」とし、「今回の EXPO に多くの女性発明家が関心を持って参加し、事業の成功と国際的な販路開拓につながる重要な『架け橋』となることを期待している」と述べた。

一方、参加申請は、産業財産権(特許・実用新案・意匠)を出願または登録した女性が代表または役員として在職中の企業であれば可能であり、「女性発明王 EXPO」のウェブサイト(www.kiwie.or.kr)で申請できる。詳細については、韓国女性発明協会事務局(02-538-2710)まで問い合わせればよい。

2-6 韓国知識財産処、「2026 年キャンパス特許ユニバーシアード」の参加受付中(～5 月 28 日)

韓国知識財産処(2026.4.6.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、5 月 28 日木曜日まで「2026 キャンパス特許ユニバーシアード(Campus Patent Universiade、以下『CPU』)」の参加申し込みを受け付けると発表した。

今年で 19 回目を迎える CPU は、企業や研究機関が出題した実際の技術課題に対し、大学生・大学院生が特許ビッグデータを分析し、事業化戦略および研究開発(R&D)・特許戦略を提示する、韓国における最大規模の知的財産コンテストである。

今回の大会には、サムスン電子、現代自動車、SK ハイニックス、ポスコフューチャーM(新規参加)など、韓国国内外を代表する合計 24 の企業および研究機関が参加し、25 の問題を出題した。特に二次電池、人工知能(AI)、次世代モビリティなど、未来の中核技術を中心に問題を提示した。

賞の規模は合計 108 点で、大統領賞(1 チーム、賞金 2,000 万ウォン)や国務総理賞(1 チーム、賞金 1,500 万ウォン)などの主要な賞が授与される。受賞者には、「次世代知的財産リーダー(YIPL)*」ネットワークへの参加機会に加え、後援企業への就職優遇など、様々なフォローアップ支援が提供される。

* 次世代知的財産リーダー(Young Intellectual Property Leaders) : CPU 受賞者による集まりで、最高経営責任者(CEO)による講演、リーダーシップ・知的財産講座、地域産業体訪問、就職相談(メンタリング)などが提供される

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「CPUは学生を高い知的財産能力を備えた人材へと成長させ、企業には創造的な人材と思考を供給する優れた産・学・研・官の協力教育プログラムである」とし、「多くの大学生・大学院生および教授陣の関心と参加を期待する」と述べた。

なお、参加申し込みと課題の確認は大会ウェブサイト(www.kipa.org/cpu)で、お問い合わせは大会事務局(韓国発明振興会 知的財産人材養成室 ☎02-3459-2818)までお問い合わせすればよい。

2-7 研究者が提案する「韓国知識財産処技術コンサート」が始まる

韓国知識財産処(2026.4.6.)

- 研究者が審査官に伝えたいテーマを提案する発表会を開催 -
- 韓国国内外の企業、研究所など、誰でも参加可能、5月31日(日)まで申し込み受け付け中 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、4月6日(月)～5月31日(日)まで、企業および研究所が開発または研究した最新技術の特許審査官と共有し、研究者と特許審査官との直接的なコミュニケーションを強化するための「知識財産処(MOIP*)技術コンサート(MOIP Tech Concert)」に参加する優秀な研究者を募集すると発表した。

* Ministry of Intellectual Property (韓国知識財産処の英語名)

「韓国知識財産処技術コンサート」は、知識財産処が新たに推進する現場コミュニケーション型発表会であり、技術開発者または研究者の視点から、特許審査官に伝えたい技術や研究内容を自由に提案して実施する発表会であるという点で、従来の発表会とは一線を画している。

単なる情報伝達を超え、研究者と特許審査官間の双方向コミュニケーションを目的としており、研究者がより自由でリラックスした雰囲気の中で、自身が開発または研究した技術の特許審査官に紹介し、深みのある議論ができるよう設計されている。

知識財産処は、これにより産業および研究現場で開発される最新技術や先端技術を中心に、研究者と特許審査官間のコミュニケーションを強化し、特許審査の品質を向上させることができると期待している。

参加申し込みは、国内外の研究者、企業、研究所など誰でも可能であり、技術分野や難易度に関係なく、本人または所属機関の研究テーマを自由に提案することができる。

「韓国知識財産処技術コンサート」への参加希望者は、NAVER フォーム(<https://naver.me/GvWveZGB>)からの申し込みまたは、知識財産処のウェブサイト*から申請書をダウンロードして作成し、電子メール(techconcert@korea.kr)で提出すればよい。関連審査部門が提案されたテーマを検討して参加の可否を決定し、日時と場所は提案者と審査部門との協議をすることで決定する方式で進められる。

* 韓国知識財産処ウェブサイト(moip.go.kr) > お知らせ > プレスリリース > 「技術公演」プレスリリース

韓国知識財産処のキム・ヨンピョ特許審査企画局長職務代理は、「発明者の技術開発の意図と技術の中核を正確に理解してこそ、優れた特許を生み出すことができる」とし、「革新技術が高品質な特許につながるよう、研究者と特許審査官間のコミュニケーション強化に重点を置いた多様なプログラムを拡大していく計画だ」と述べた。

2-8 韓国知識財産処、「第 61 回発明の日、支援団」の発足式を開催

韓国知識財産処 (2026.4.6.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、4月7日(火)17時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、第61回発明の日*(5月19日)を迎え、知的財産政策に関連する国民のコンセンサスを形成するため、「発明の日支援団」を発足させると発表した。今回の発足は、韓国知識財産処の発足(2025年10月)以降、初めて迎える発明の日を契機に、新たな60年の出発点において国民と共に歩む発明文化を広めるために推進された。

* 世界で初めて測雨器を発明した日(1441年5月19日)を記念して1957年に指定された韓国の国家記念日

今年の「発明の日」のスローガンである「誰もが発明家である国、夢が実現する大韓民国」は、国民誰もが日常のアイデアを発明として実装し、その成果が創業と成長につながり、国民の生活の質を高めるという意味が込められている。これを受け、韓国知識財産処は国民が発明により身近に接し、参加できる環境を整備するため、国民参加型の支援団を運営する。

発明支援団は、前年度の受賞者、青年・女性起業家、発明指導教員など、発明現場への理解と経験をもとに、発明の価値の普及を先導できる多様な人材で構成された。支援団は2026年4月から5月にかけて、発明コンテンツの制作やオンライン広報、国民の共感を得られる発明体験記の執筆など、様々な活動により、発明の日の趣旨とメッセージを国民の目線に合わせて伝える予定だ。

* 支援団の広報活動(案): バトンリレー形式の広報および参加を促す動画の SNS 拡散、優れた発明品の現場取材など

発足式では、支援団への委嘱状の授与とともに、活動展望の共有、広報パフォーマンスの撮影などが行われ、参加型広報を活用し発明文化の普及の契機を設ける予定だ。これにより知識財産処は、発明に対する認識の向上と国民参加の基盤拡大を図る一方、「5 月の発明月間」と連携した全国規模の参加型活動へと拡大していく計画だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は「発明は特定の専門領域ではなく、国民誰もが日常生活の中で関心を持ち、参加できる創造と革新の出発点だ」とし、「『発明の日』支援団が、国民と発明文化をつなぐコミュニケーションの架け橋として、発明の価値と意味をより身近に伝える一助となることを期待している」と述べた。

2-9 新キャラクター「ミリとイピ」、韓国知識財産処の公式アンバサダーとして活動開始

韓国知識財産処 (2026.4.9.)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 4 月 9 日(木)、同庁を代表するキャラクター「ミリ」と「イピ」が正式に活動を開始したと発表した。今回のキャラクターは、2025 年 10 月の韓国知識財産処の発足以来、知的財産分野を統括・調整する官庁としての新たな地位と展望を象徴する「最初の顔」であるという点で意義がある。

新しいキャラクターは、職員が自身の創造的なアイデアと人工知能(AI)技術を組み合わせ、提出した案の中から内部選考を経て誕生した。「ミリ」は、知的財産を「あらかじめ」予防・保護するという意味とともに、未来を「あらかじめ」準備するという意図を込め、盾を持った守護者の姿として描かれた。

「イピ」は、創造的な思考を電球として形象化し、「今日の考えを明日の資産にする」知識財産処の姿を表現した。「ミリ」と「イピ」は、商標および業務標章の登録を完了(2026 年 3 月)し、政策広報の現場で安全に活動できる法的基盤を整えた。

「ミリ」と「イピ」は、SNS や政策の現場を駆け巡り、難しく馴染みの薄い知的財産に関する記事やストーリーを、分かりやすく面白く伝える役割を本格的に開始する予定だ。

韓国知識財産処のチョン・デスン広報官は、「2 つのキャラクターには、国民の大切なアイデアをあらかじめ(韓国語で『ミリ』)保護し、大韓民国の経済に活力を吹き込む(韓国語の『イピダ』)にか

けて『イピ』という、韓国知識財産処の固い意志が込められている」とし、「新しい名前で飛躍する韓国知識財産処の頼もしい公式アンバサダーとして、大いに活躍するだろう」と述べた。

※訳注:キャラクター名の「ミリ」は韓国語で「あらかじめ(未来への備え)」、「イピ」は「(活力を)吹き込む・着せる(イピダ)」という意味の言葉にそれぞれ掛けられている。

2-10 韓国知識財産処、初の女性企画調整官としてパク・ヒョンヒを任命

韓国知識財産処(2026.4.10.)

政府は4月10日、韓国知識財産処の企画調整官に、企画財政担当官のパク・ヒョンヒ(朴賢姫、50歳)を任命した。今回の任命は、韓国特許庁および知識財産処の歴史において、女性として初めて政策局長に任命された事例となる。

パク・ヒョンヒ企画調整官は、第42回行政高等考試を経て公職に入り、知識財産処(旧特許庁)の企画財政担当官、規制改革法務担当官、駐ベルギー大使館特許官、国際知識財産研修院教育企画課長、国際教育課長、複合商標審査チーム長、審判官など、主要な要職を幅広く歴任した。

パク局長は、企画、予算、法制、国際協力など韓国知識財産処の政策業務全般から、知的財産権の審査・審判に至るまで、幅広い実務経験を有している。

パク局長は企画財政担当官として卓越した政策企画能力を示しただけでなく、対内・対外のコミュニケーション能力に優れているとの評価を受けている。協業を導き出す調整力を基盤に、細やかでバランスの取れたリーダーシップを発揮しており、知識財産処内の主要政策を総括・調整する適任者と評価されている。

▲ 第42期行政高等考試、▲ 1975年生まれ、▲ 全州出身、▲ 全北大学付属高校卒、▲ 梨花女子大学英語英文学科卒、▲ 企画財政担当官、▲ 規制改革法務担当官、▲ 駐ベルギー大使館特許官、▲ 国際知識財産研修院教育企画課長、▲ 国際知識財産研修院国際教育課長、▲ 複合商標審査チーム長、▲ 特許審判院審判官

2-11 知識財産委員会、第2回知的財産(IP)政策公開討論会を開催

韓国知識財産処(2026.4.10.)

- 人工知能(AI)学習データの公正利用および知的財産訴訟の管轄集中法案の立法動向など、中核懸案の議論 -

大統領直属の韓国知識財産委員会（イ・グァンヒョン委員長、以下「知財委」）は、4月10日（金）午前7時30分、韓国プレスセンター（ソウル中区）にて「2026年度第2回知的財産（IP）政策公開討論会（以下「フォーラム」）」を開催したと発表した。

今回の公開討論会には、知識財産処、国家人工知能戦略委員会、大法院（最高裁判官）、特許裁判所、大韓弁理士会、韓国知識財産協会、韓国知的財産権弁護士協会、ベンチャー企業協会、イノビズ協会など、各分野の専門家ら合計30名余りが出席し、4つの中核テーマについて深い議論が行われた。

[最近の知的財産関連法案の主要な争点と動向 - 朝鮮大学校 ハン・ジョン教授]

ハン・ジョン教授（知財委民間委員）は、最近の知的財産関連3大法案である、知的財産民事訴訟の専門性を高めるための管轄集中*法案、職務発明報償金の非課税・分離課税拡大法案、および中小企業の技術盗用根絶のための「韓国型ディスカバリー**法案」の主要な争点および動向を紹介した。

特に、知財委の「知的財産権関連訴訟の専門性向上特別専門委員会」で審議・議決された案に基づき発議された、知的財産訴訟の管轄集中法案（民事訴訟法、裁判所組織法、民事執行法、刑事訴訟法）の一部改正案に関連し、「主要国は技術流出や侵害を防ぐため、知的財産訴訟の管轄集中を拡大する傾向にある」とし、「当該法案は与野党間の争点がなく、裁判所行政処でも異論がないだけに、先端技術の保護強化のためには法案の早期国会通過が必要だ」と強調した。

* 管轄集中の対象を特許権から不正競争行為、営業秘密、産業技術流出、半導体回路配置設計権まで拡大し、民事本案だけでなく刑事事件まで管轄集中の対象に含める

** 特許侵害訴訟において、侵害の立証および損害額の算定に関する証拠を容易に収集できるよう、①資料保全命令、②法廷外証人尋問、③専門家による事実調査などを導入

※（米国）特許権など関連事件の控訴審を連邦巡回控訴裁判所に、営業秘密関連事件を連邦地方裁判所に管轄集中

（日）2005年に知的財産高等裁判所を設立し、知的財産事件の第二審を管轄集中

（EU）2023年6月に統一特許裁判所（UPC）が発足し、特許侵害関連の民事・仮処分訴訟の管轄集中を導入

[国際紛争解決のための新しいビジネスモデル - 大法院裁判研究官 イ・ヘジン判事]

イ・ヘジン裁判研究官（高等裁判所判事）は、ニューヨーク仲裁条約およびシンガポール調停条約など、国際仲裁・調停の動向を分析。特許裁判所の RIMOWA・Merck 事件における外国語裁判や国際映像裁判システムを活用した国際紛争解決事例を紹介しながら、韓国がアジアのリーガルハブへと飛躍するための国際的紛争解決エコシステム構築モデルを提案した。

[AI 学習データの公正な利用に向けた今後の方向性 - カチョン大学 チェ・ギョンジン教授]

チェ・ギョンジン教授（韓国人工知能法学会長）は、AI 学習データをめぐる国内外の著作権紛争事例、AI のテキストデータマイニング（TDM）*に関する免責規定の導入経緯と政策調整の過程、国家レベルでの高品質な韓国語データセット構築に関する議論を紹介した。特に「韓国が 3 大 AI 大国に躍進するための最優先課題として『データ革新』が必要だ」とし、著作権・個人情報の争点を一括して解決するための「サンセット条項付きデータ革新特例法」の制定を提案した。

* 大規模なデータから統計的手法を活用して情報を分析・抽出する過程

[生成 AI 分野における著作権制度の改善案 - 世宗大学 チェ・スンジェ教授]

チェ・スンジェ教授は、AI の学習過程における著作権侵害の可能性を検討し、法的公正利用の判断のための 4 大基準*と具体的な事例を提示した『生成 AI の著作物学習に関する著作権法上の公正利用ガイドブック』について紹介した。ガイドブックの執筆委員であるチェ教授は、「本ガイドブックは、著作権保護と技術革新のバランスによって、AI 産業の安定的な発展と合理的な著作物利用環境の構築を目的としている」とし、「AI 技術の革新を阻害することなく、著作権者が創作意欲を維持するための均衡点を見出すことが、最も重要な政策的課題である」と強調した。

* ①個別事案の利用目的・性格、②著作物の種類・用途、③著作物が占める割合と重要性、④著作物の利用が市場に及ぼす影響

イ・グァンヒョン委員長は、「AI 時代において知的財産政策環境が急変しているだけに、今回の公開討論会で交わされた現場の専門家たちの意見を幅広く取り入れ、実効性のある政策案を策定する」と述べた。

2-12 難しい特許情報も、AI エージェントがあれば誰でも簡単に活用できます

韓国知識財産処(2026.4.10.)

- 知識財産情報検索サービス(KIPRIS)へ知能型秘書(AI エージェント)モデルを適用予定 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)と科学技術情報通信部(ペ・ギョンフン長官、以下「科学技術情報通信部」)は、4月10日(金)14時、政府大田庁舎(大田広域市西区)にて「Easy 特許情報 Agent モデル開発事業」の第2年度事業着手報告会を開催し、本格的な事業に着手すると発表した。

今回のモデル開発は、科学技術情報通信部の「公共 AI 転換プロジェクト」事業で推進される課題の一環であり、韓国知識財産処は昨年、同省の公共 AI 転換プロジェクト課題公募において、一般国民の特許情報へのアクセス障壁を緩和するための「Easy 特許情報 Agent」の開発を提案し、公募課題に選定されて特許文書の要約、チャットベースの特許説明機能などを実装してきた。

今年で事業2年目となり、エージェントモデルの機能を拡張し、韓国知識財産処の知識財産情報検索サービス*(以下「KIPRIS」)にこれを適用することで、やや馴染みが薄く難しい特許文献を、利用者のレベルに合わせて分かりやすく解説し、必要に応じてインテリジェントアシスタントとの対話を行うことで技術内容の把握や類似技術の検索が可能になるよう支援する予定だ。

* 知識財産情報検索サービス(KIPRIS) : 知識財産処が韓国国内外29カ国から収集した約1億4千万件の知的財産情報を、国民なら誰でも無料で検索できるように提供するサービス

今回の着手報告会では、Agent モデルの開発経過とともに、開発完了したモデルの KIPRIS への適用案を紹介し、参加者間で Agent 機能を活用した KIPRIS 利用の活性化策について議論が行われる。

科学技術情報通信部のホン・ソンワン情報通信政策官は、「知識財産処が特許情報エージェントの開発・実証を推進する今回の課題が、国民が実感できる AI の日常化の代表的な事例となることを期待する」とし、「科学技術情報通信部も公共 AI 転換プロジェクト事業を実施することで、国民が実感できる AI サービスを普及させるために最善を尽くす」と語った。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「知識財産情報検索サービスに知能型アシスタント(AI エージェント)を適用することで、誰もが簡単かつ便利に特許情報を検索・活用できるようになるだろう」とし、「これまで複雑な文書構成や難解な専門用語のせいで専門家中心にしか活用されていなかった特許情報が、これを契機に一般の方々に広く活用されるようになることを期待している」と述べた。

2-13 韓国知識財産処、K-ブランド保護に向け「政府認証制度」を導入…補正予算 95 億ウォン確定

韓国知識財産処(2026.4.13.)

- 原油高・模倣品の蔓延への対応、輸出中小企業の保護を本格化 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は4月11日、中東戦争による原油高の負担や模倣品の流通拡大により被害を受けている輸出中小企業を支援するため、95億ウォンの補正予算を確定したと発表した。

これにより、知識財産処は政府が権利者とする「国家認証商標」を模倣品の流通リスクが高い主要輸出国に登録し、企業はそれを自社製品に貼付することで、韓国企業の正規品であることを表示できるようになる。

国家認証商標に適用された最先端の正規品認証技術を活用することで、海外の消費者はスマートフォンで真贋を即座に確認でき、政府は模倣品の流通状況をリアルタイムで把握できるようになる。模倣品として摘発された場合には、関係省庁が合同で現地当局に対し、捜査・取り締まりおよび通関保留の要請など、韓国政府全体を挙げての対応を推進する計画だ。

韓国知識財産処は、国家認証商標の開発および国内外への出願を早急に完了し、下半期からは企業の輸出製品に当該商標を貼付するなど、制度を本格的に施行する予定だ。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「原油高と模倣品の拡散という二重苦に直面している韓国の輸出中小企業を保護するため、迅速な予算執行により、現場で実感できる実質的な成果を創出していく」と述べた。

2-14 国民の声に耳を傾け、知財政策を変えてください

韓国知識財産処(2026.4.13.)

- 韓国知識財産処、国家正常化プロジェクトの一環として正常化課題の提案を公募 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、知的財産の行政全般に残る不適切な慣行や不合理な制度を洗い出し、これを改善するため、国民全体を対象に「韓国知識財産処正常化課題提案コンテスト」を実施すると発表した。

今回の公募は、韓国政府の国家正常化プロジェクトの一環として、国民の視点から日常生活における不便を招いている知的財産行政や制度を見つけ出し、国民の創造的なアイデアを政策に反映させることを目的としている。アイデアの公募は4月13日(月)～4月19日(日)まで行われ、*「国民申聞鼓」内の「国民のアイデア箱」掲示板*で受け付ける予定だ。

*政府が運営するオンラインの意見・苦情受付サイト「国民申聞鼓」

** 国民申聞所内の「国民のアイデア箱」(www.epeople.go.kr/idea) → アイデア集 → 「韓国知識財産処」検索 → 「韓国知識財産処正常化課題提案公募展」にアクセス → 公募展の様式をダウンロード・作成後提案

公募分野は、①知的財産の出願・審査・審判の一連の手続き・様式・基準における不合理または非効率な慣行と規制 ②知的財産の取引・事業化・保護を阻害する要因 ③国民向け韓国知識財産処支援事業、システム利用過程で発生する不便な点など、韓国知識財産処の政策と行政全般に該当し、独創的なアイデアを持つ大韓民国の国民であれば誰でも参加できる。

提案されたアイデアは、内外の専門家による審査を経て採用の可否が決定され、優秀提案に選ばれた国民には所定の賞品が授与される予定だ。韓国知識財産処は、発掘された優秀なアイデアをもとに改善計画を策定し、年内に韓国知識財産処の正常化プロジェクトを推進する計画だ。

韓国知識財産処のチョン・ヨヌ次長は、「国民のひらめき一つが、不合理な慣行を打ち破り、皆の日常生活を豊かにする政策になり得る」とし、「国民と共にコミュニケーションを図り、革新する韓国知識財産処をつくるため、今回の公募に多くの関心と参加をお願いしたい」と述べた。

2-15 韓国知識財産処、「今月の審査官」表彰式を開催

韓国知識財産処 (2026.4.15.)

- 優秀な審査官への表彰による、成果重視の組織文化の浸透と審査品質の向上 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、4月15日(水)10時、政府大田庁舎(大田市西区)にて、2026年第1四半期の「今月の審査官」表彰式を開催したと発表した。

「今月の審査官」制度は、迅速かつ正確な審査による企業の競争力強化に寄与した優秀な審査官を発掘・激励し、成果中心の公務員文化の醸成と審査品質の向上を目的としている。

今回の第1四半期には、審査実績と品質が優秀な①生活デザイン審査課のキム・ヒョンボム審査官、②食品生物資源審査課のクォン・グボム審査官、③医薬品化学審査課のミン・ギョナン審査官、④環境技術審査チームのソン・ヨンミ審査官、⑤動力技術審査課のホン・ギジョン審査官、⑥半導体設計審査課のコ・ヨンファ審査官の合計6名が「今月の審査官」に選定された。

特に今回は、審査実績だけでなく、審査の品質、専門性、産業への貢献度といった側面から、特許審判院および外部委員の意見を反映し、総合的に評価する客観性と公正性を強化した手続きを経た。

韓国知識財産処は、知的財産が企業の中核資産となる時代に合わせ、審査の迅速性と正確性を同時に確保することに政策の力を集中している。このため、「オープン審査*」制度の運用によって産業現場の意見を反映し、海外進出企業のための超高速審査の導入(2025.10)および人工知能・先端生命分野の新興企業を対象とした超高速審査の拡大(2026.2)など、様々な制度を改善することで、国民が実感できる審査サービスの革新を続けている。

* オープン審査: 商標・意匠の主要審査分野において、多出願企業の知的財産担当者などを「オープン審査委員」として委嘱し、懇談会を開催(2025年に24回開催)

今回の表彰は、こうした政策的な取り組みの中で、高品質な審査を現場で実現した優良事例を広め、組織全体の審査能力を一段階引き上げる契機となることが期待される。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「企業の競争力は、知的財産を迅速に確保し、効率的に活用することにかかっている」とし、「黙々と最高の審査業務を遂行する優秀な人材を積極的に発掘・表彰し、成果中心の組織文化を定着させ、国民が信頼する高品質な審査体制をさらに強固なものにしていく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国知識財産処、偽 K-POP グッズを徹底的に取り締まる

韓国知識財産処(2026.4.8.)

- BTS のコンサートに合わせて、偽 K-POP グッズの取り締まりを実施 -
- 正規品と模倣品の比較展示など、知的財産権を尊重する文化の啓発活動も併せて実施 -

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、アイドルグループ BTS のコンサートを契機に、オンライン・オフラインで流通する偽 K-POP グッズに対する全面的な取り締まりに乗り出すと発表した。コンサート会場を訪れる韓国国内外のファンが増える時期を見据え、取り締まりと広報、オンライン監視を並行して行う計画だ。

* BTS WORLD TOUR 『ARIRANG』 IN GOYANG (2026 年 4 月 9 日(木)、4 月 11 日(土)、4 月 12 日(日))

韓国知識財産処の商標警察は、4 月 9 日(木)に BTS のコンサート会場(京畿道一山) 一帯を中心に、模倣品の集中取り締まりと知的財産権の尊重文化の普及啓発を実施する。今回の措置は、K-POP の公演会場を訪れる韓国国内外のファンを対象に、正規品の消費文化を広め、模倣品を根絶するために推進される。

① BTS コン서트に合わせて偽 K-POP グッズの計画的取り締まりを実施

公演当日は、会場周辺の商店街を中心に取り締まりが行われる。現場では、K-POP 関連の偽グッズの販売行為や商標権侵害の有無を集中的に点検し、違反事項が発覚した場合は関連法令に基づき厳正に対処する方針だ。特に公演当日およびその前後の期間に取り締まりを強化し、ファンの需要が集中する時期を狙った対応効果を高める計画だ。

また、公演に先立ち、オンライン上の偽 K-POP ファン商品の集中取り締まり期間(3 月 16 日～4 月 9 日)を指定し、「オンライン模倣品在宅監視団」を投入して、オープンマーケット、SNS、ポータルサイトなどの主要なオンライン取引サイトに掲載された模倣品販売の投稿を遮断する措置を講じる。オンライン・オフラインを網羅する立体的な対応体制を用いて、模倣品の流通を根源的に遮断するという趣旨だ。

② 正規品消費文化の普及に向けた知的財産尊重文化の広報も併せて展開

現場では、ファンが直接参加できる広報活動も併せて行われる。正規品と模倣品を比較展示し、認証イベントなどの参加型プログラムによって、「正規品を購入することが、すなわちアーティストを応援する行為である」というメッセージを伝える計画だ。

韓国知識財産処は今後も、商標権者や関連機関などとの協力をさらに強化し、主要な模倣品の流通拠点に対する集中取り締まりを継続的に実施する一方、消費者が模倣品購入の違法性と危険性を十分に認識できるよう、多様な国民向け広報活動を展開していく計画だ。

一方、商標警察は今回の措置に先立ち、去る 2～3 月、ソウル・釜山一帯で企画取り締まりを行い BTS などの偽 K-POP グッズ(フォトカード、キーホルダー、マグカップなど) 合計約 2 万 7 千点を押収し、容疑者 5 名を商標法違反の疑いで書類送検した。

HYBE は「アーティストの知的財産(IP)の価値はファンの皆様の変わらぬ支持から生まれるものであり、これを保護することが何よりも重要だ」とし、「正規品の愛用がそのまま芸術家の権利保護につながる好循環構造をつくるため、韓国知識財産処と協力し、模倣品の流通遮断および認識改善に向けて共に努力していく」と語った。

韓国知識財産処のキム・ヨンフン知識財産保護協力局長は、「正規品を購入することが、アーティストの創作を保護する近道だ」とし、「公演と連携した取り締まりと広報を継続的に拡大し、これにより K-コンテンツ産業を保護し、健全な消費文化を定着させていく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標出願の第一歩は、正確な商品・役務の選定から始まる

韓国知識財産処(2026.4.7)

- 韓国知識財産処、大幅に改訂された 2026 年度商品解説書を発行 -
- 人工知能、暗号資産などの新産業の名称を追加し、国際分類基準を反映 -

【関連する国政課題】 14. 国民と対話し、革新する政府

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、出願人が商標を出願する際に保護を受けたい商品をより容易に選択できるよう、大幅に改正された告示商品*の名称を反映した 2026 年度商品解説書を発行した。

* 韓国知識財産処長が定めて告示した商品およびサービス業を意味する。出願人は、商標法上で認められる商品名称を出願書に記載して提出しなければならない

商品解説書は、各商品の定義、該当する区分、機能および用途などを総合的に比較・整理した冊子であり、2024年3月に初めて発刊された。同解説書は知識財産処のウェブサイト(www.moip.go.kr)でも公開されており、2024年と比較して2025年の閲覧数が約2.6倍に増加*するなど、幅広く活用されている。

* 閲覧数: (2024) 18,827 件 → (2025) 49,539 件

特に今回発刊された解説書は、急激な産業の変化を反映した商品や、ニース協定*に基づく国際商品分類の改正事項など、合計 57,550 件の最新商品を収録している。

* 標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定

代表的な例として、人工知能(AI)を活用したリアルタイム言語翻訳業、暗号資産決済処理業など、新産業分野で使用される商品を追加したほか、眼鏡・コンタクトレンズ関連商品の分類変更(第9類 光学機器等 → 第10類 医療機器)など、ニース協定の改正事項も反映した。

韓国知識財産処のナム・ヨンテク商標デザイン審査局長は、「正確な指定商品の選択は、商標出願および商標権の確保における中核である」とし、「今後も産業の変化や取引実情を適時に反映した商品を継続的に提供し、出願人の利便性を高めていきたい」と述べた。

一方、2026年版商品解説書は知識財産処のウェブサイト*で確認でき、商標出願時に指定商品を定める際の参考資料として活用される。

* (ウェブサイト) 知識財産処 > 知識財産制度 > 分類コード照会 > 商品分類コード > 商品解説書

その他一般

5-1 韓国知識財産処は、K ブランドの保護に向け、海外の知的財産当局との国際協力を強化し、韓国企業が現地での対応力を高められるよう支援してまいります。

報道説明資料(2026.4.1.)

[報道内容]

2026年3月30日(月)付のマネートゥデイ誌による「模倣品に留まらず盗む中国…5年間で1万件を商標先取り」と題した報道では、韓流の拡散に伴い中国や東南アジアなどで偽物・模倣事例が相次いで発生していること、また韓国企業の新商品や商標の海外におけ

る無断先取り（第3者による先んじた商標登録すること）が急増していることから、政府レベルでの積極的な商標権保護対策が必要であるとの指摘がありました。

[韓国知識財産処の立場]

韓国知識財産処は、海外で発生する韓国企業の商標先取りを予防し、迅速に対応するため、海外の知的財産当局との協調を強化しています。

東南アジアなど主な被害発生国を中心に、悪意の出願人情報を共有するなど、審査段階における悪意ある商標先取りの予防に向けた協力を推進中です。中国とは今年1月に「知的財産深化協力 MOU（覚書）」を締結するなど、二国間・多国間の協力チャネルにより、悪意ある商標先取りの予防に関する議論を拡大しています。今後は世界知的所有権機関（WIPO）と協調し、悪意ある商標先取り出願を遮断するための制度改善の議論に積極参加するなど、事前予防を中心とした国際協力を強化してまいります。

また、海外での商標先取りを予防するため、輸出企業の海外商標権確保にかかる費用支援を拡大するとともに、博覧会（展示会）への参加企業などのブランド保護に向け、今年から「IP紛争ドクター（韓国知識財産処専門家）」によるオーダーメイド型の研修（1000社対象）を実施する計画です。今年7月中には「K-ブランド・ガード・システム」を構築し、海外における商標先取りの疑いがある商標を早期に検知して、関連企業や協会などへリスク警報を迅速に提供いたします。

あわせて、すでに紛争が発生している企業に対しては、商標無効審判、行政取り締まり、民事・刑事訴訟などの紛争対応戦略への支援を拡大する*一方、現地の海外知的財産センター（8カ国10カ所）の運営により、現地の法律事務所と連携した法律相談や警告状対応といった初期対応も拡充していきます。

*支援規模：2025年 144件 → 2026年（目標）195件 → 2027年（目標）250件

**海外知的財産センター：米国（ロサンゼルス、ワシントン）、中国（北京、広州）、日本、欧州、ベトナム、タイ、インド、メキシコ

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム